

里庄町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月
里庄町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	4

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

「学校における働き方改革」は本町として目指す『生きる力を育む学校教育の充実』を実現するために必要である。

そのために、本計画により教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童・生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、『生きる力を育む学校教育の充実』の実現につなげていく。

(2) 本町の現状

○本町では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「里庄町立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則」及び「里庄町立学校職員の在校等時間の上限等に関する規則」（以下「規則」という。）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 37.4 時間	38.7%	0.6%
中学校	月 35.3 時間	33.7%	0.4%

○時間外在校等時間が45時間を上回る割合が小学校38.7%、中学校33.7%と多くなっている。「学校の運営に関わる業務」や「保護者・地域等外部対応」、「校務としての校外研修・会議等」の業務の負担感が大きくなっており、行事や研修・会議の精選をより図っていくとともに、複数での外部対応できる体制を整備することによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【令和6年度の数値】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする【9.97日】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を3%まで減少させる【3.38%】
- ・ストレスチェックにおける「総合健康リスク」の値85以下を維持する。【82】
- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。
- ・ストレスチェックにおける仕事に対する満足度「職務満足度QWL」の否定的値15以下を維持する。【14.6】

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

※【 】は岡山県教育委員会「令和7～10年度学校における働き方改革重点取組」との関連。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・各小学校の登校する時間の見直しを推進する。【業務】
- ・各小学校の登校時の「見守り隊」の方の活動などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。【外部】

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査・研究を推進する。【業務】

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・教育委員会等の行政機関の責任において、学校が当該苦情等に弁護士等の専門家を活用できる体制を継続する。【外部】

◆調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出する調査の回答に係る事務負担を軽減する。【校務DX】
- ・共同学校事務室の機能を整備し、学校事務体制の強化を継続する。【業務】

◆ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・教育委員会と事務職員等との連携を充実させるとともに、外部委託で対応する業務を検討する。【業務・外部】

◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・中学校プール施設については、教育委員会において9年度から外部委託を行う。【外部】
- ・小学校プール施設については、教師は授業等に付随して行う日常点検を担いつつ、外部委託等に関して検討する。【外部】

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備の補助的業務について、教師業務支援員の全校配置を継続するとともに、デジタル技術の活用を促進する。【業務・校務DX】
- ・学習評価・成績処理に関わる採点作業等のうち補助的業務について、教師業務支援員を中心に実施するとともに、テストの外部委託を継続する。【業務・校務DX】

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーが校内生徒指導関係会議に参加し、専門的な知見を活用しつつ教職員と連携・協働した支援体制を継続する。【外部】
- ・現在構築されている、学校が組織として町長部局福祉関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を継続する。【外部】
- ・必要に応じて、医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材等の学校への派遣を推進する。【外部】

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となる設定を継続する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）

編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を継続する。
- ・デジタル技術の活用により、町教委主催研修やアンケート調査等の校務を効率化し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、68%から 73%にする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・8 年度中に、学校における定時退校日を月 4 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に 7 日間の一斉閉校期間の設定を継続する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、里庄町の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支

援・指導を実施する。

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。